平成30年6月24（日）
藤沢市剣道連盟

昇段昇格後の剣道手帳提出の件について

表題の件につきまして、下記の通りご依頼致しますので、ご確認下さいます様
お願い申し上げます。

記

概要

剣道手帳は現在、県に登録された有段者の方を対象に配布されています。
手帳は15年間の使用となりますので大切に保管して下さい。
また、年会費を納める時及び昇格昇段時は事務局に一旦提出し受領印、承認印
を押した後、返却しますので以下の内容をご周知願ます。

1.有段者になった時

剣道初段、取得後に事務局で手帳を準備します。金額は500円/1冊（紛失時も同額）
また、新たに神奈川剣連に登録する有段者も同様とする。（他県からの転居者など）

2.昇格、昇段した時

各支部の責任者は、昇格、昇段した会員の氏名、称号段位の一覧を事務局に提出
また、新たに神奈川剣連に登録する有段者も同様とする。（他県からの転居者など）
昇格、昇段提出 一覧表は別紙参照 （剣道初段取得者から対象）
※昇格、昇段提出一覧表は各支部でコピーして要保管願います。

3.剣道手帳の提出

昇格昇段時は剣道手帳を事務局に一旦提出する。事務局では県の承認印を押し
て返却しますので各支部、道場、学校の責任者の方は対象者の手帳を取りまとめ
て事務局に別紙一覧表に記入し提出して下さい。
事務局では昇格昇段の年月日を記入し承認印を押した後、返却致します。

4.その他

居合道のみ登録の会員は剣道手帳の配布はしない。居合道部は既に居合道の
手帳を配布済みである為 （従来使用の会員証を配布・運用する。）

以上